

第1 1回住民記録システム等標準化検討会（書面開催）におけるご意見と対応方針

資料10

■戸籍附票システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
1	<p>■ベンダ</p> <p>3.2 支援措置</p> <p>「戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できること。」とされているが、連携については、住民記録システム標準仕様書の「7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携」と同様に規定されるのか？</p>	<p>住民記録システム標準仕様書の「7.2.3宛名連携」機能を利用して連携することを想定しております。</p> <p>なお、デジタル庁を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行います。</p>
2	<p>■自治体</p> <p>10.8 CSV形式のデータの取込(P)</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>（本文～）その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票の写し等の証明書の交付申請書に記載されたデータ <p>（以下のようなご提案）</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>（本文～）その際、任意の方法でCSV形式になったデータを以下要件で取り込めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票の写し等の証明書の交付申請書に記載されたデータ ・なお、データ項目を取り込む際は、30.2（文字）に規定する要件に従い、内部システム文字に変換して表現ができること。（※文字に関する表現は、84/161から引用しております。） <p>【ご提案した理由】</p> <p>申請情報には、住所・氏名などの日本語項目が含まれることが想定され、申請情報を戸籍システムの中で表現するのであれば、申請情報の文字コード変換についても「実装すべき機能」に盛り込む必要があるのではないかと。</p>	<p>今後、マイナポータルからのオンライン申請の戸籍の附票の写し等の取り扱いの検討に合わせて、必要な見直しを行います。</p>
3	<p>■その他</p> <p>庁内連携に関して、住基、税に見られる地域情報プラットフォームによる連携の規定がありません。地域情報プラットフォーム標準仕様ではオンライン即時連携のもののみインタフェースを定義しており、戸籍についてはインタフェース定義が確かにありません。これは他業務連携はあるが、即時オンライン連携ではないためです。今回の標準化においては地域情報プラットフォーム連携として、FTPなどのフィアル連携も視野に入れられているため、このあたりの判断が変わってくる可能性があります。データ要件・連携要件についてはデジタル庁検討に応じて改正することとなっているため、現段階では原案のままで良いと思いますが、将来的には修正必要となる可能性があります。</p>	<p>デジタル庁を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行います。</p>

■戸籍附票システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
4	<p>■その他 文字の取り扱いについては引き続きデジタル庁様において主導的に検討を進められ、事務・業務横断的に行政における取り扱いが統一されることを期待いたします。</p> <p>■その他 文字の取り扱いについては、「データ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】」において方針が示された旨記載されている。当該仕様書においては、戸籍、戸籍附票、住基、印鑑の各システムにおいて文字情報基盤文字を使用すると記載があり、この規定により戸籍システム各社は各社独自の戸籍文字からIPAmj明朝への移行が行われることになると想定される。これにより、全国民の文字情報基盤文字コードが確定するため、各自治体における氏名の文字同定作業は不要になるが、以下の二点の問題が残存する。 問題1 住所に使われる外字は各自治体のJ-LISの町・字ファイルで一括して同定すべきである。大半の自治体がJ-LISまたは日本加除出版の町・字ファイルを使用していると思われるので、ここで同定作業を行うことで事足りる。 問題2 住基ネット文字についての方針が未提示 戸籍～住基間が文字情報基盤文字で統一される以上、住基ネットにおいて従前の住基文字を使用することは合理的とは言えない。</p> <p>■その他 文字の取り扱いについては、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】 2.3 文字要件」において方針が示され、一定の前進はあるように感じましたが、氏名の文字をIPAmj明朝に統一するにあたり、その具体的な手順については何も示されていません。 従前からご指摘させて頂いているように、従来の方針通り各自治体の住民基本台帳において文字同定を行うと、戸籍の構成員が複数の自治体に分散している場合において別の文字に同定される可能性があります。 又、約1700自治体で同定作業を実施するにあたり、必要となる経費及び時間もかなり大きくなることが予想されることも同様です。折角、戸籍文字をIPAmj明朝に統一すると定めたのであれば、その文字を住基ネットを通じて住民基本台帳側に配布すれば、各自治体での文字同定は不要になります。つまり戸籍システム導入業者数社で「戸籍文字→IPAmj明朝への同定作業」を実施するだけで済むはずで、標準化の実現と経費と時間の大幅な削減のため、早急に文字同定の具体的手順を定め公開すべきと考えます。</p>	<p>文字の取り扱いについては、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】 2.3 文字要件」において方針が示されております。 文字セット・コードは、原則はJIS X 0213:2012（文字セット）、JIS X 0221:2020（文字コード）を使用することとし、戸籍附票システム等の氏名等においては文字情報基盤文字を使用することとされています。 外字に関しては新たに外字を発生させないこととされており、既存の外字は文字情報基盤と同定させて原則利用しないこととなっています。やむを得ず外字を利用する場合は、データ連携や出力時に文字情報基盤文字にマッピングすることとされています。 住所に用いられる外字については、デジタル庁の方針のとおり、標準準拠システムにおいて文字情報基盤に同定されるものと想定しております。 住基ネット文字の対応についてはJ-LISと検討してまいります。</p>
5	<p>■ベンダ 1.1.1 戸籍の附票データの管理 【考え方・理由】について、仕様書には「削除となった者又は戸籍の附票の除票について本人からの申出等による誤記修正を行った場合又は戸籍の訂正があった場合は、記載事項を修正せず、誤記等である旨又は誤記等の修正後の記載について備考欄に記載されることとし、記載・削除・修正は実装しない機能とした。」と記載されていますが、以下の点から除籍者についても備考欄ではなく記載事項欄の記載事項を修正することが望ましいと考えます。 ①除籍者の氏名、生年月日等が訂正された場合、戸籍の記載と附票の記載とで記載事項欄（※）の「【名】」、「【生年月日】」が異なることになるため、職員や住民に混乱を招くおそれがあります。 ※現状の附票証明書の「附票に記載されている者」欄に記載されている【名】、【生年月日】や「附票に記載されている者」ごとの【住所】の記載。 ②在籍者と除籍者の住所が同一である場合において、在籍者の住所が誤記等により修正されると在籍者と除籍者とで同一の住所であるにもかかわらず異なる住所表記に見えることから公証上の問題となる懸念があります。</p>	<p>戸籍の附票の写しにおける削除となった者又は除票については、削除又は除票となった時点において、戸籍の附票により公証していた事項について公証するものであり、戸籍の附票においては「訂正」概念が存在しないため、記載事項について修正、削除等を行うことはできません。 ご懸念頂いている、情報の不一致による混乱等については、誤記修正又は戸籍の訂正が行われた項目が証明書に表示される際、その旨を記載している備考欄の表示を必須とすることで解消できるものと考えています。</p>

■戸籍附票システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
6	<p>■ベンダ 1.1.6 年月日の管理 【実装すべき機能】について、仕様書には「年月日不詳」以外にも不詳の記載例示が13パターンあり、データベースで管理する上で最大の桁数とする必要があります。これ以外に記載例がないのであれば例示されている最大桁に合わせてデータベースのレイアウトを決定することになりますが、不詳日入力一覧に提示された事例が全てであるかに疑義があります。</p> <p>なお、戸籍情報システムの仕様としては、年月日不詳について「9999999」や「0000000」といった表記の仕様が統一されており、桁数や表現方法が開発事業者ごとに異なることがないよう考慮していることから、年月日不詳における統一的な記録形式を定義いただきたいと思います。</p>	<p>戸籍附票システムにおける不詳日の表示については1.1.6 年月日の管理に定義されている形を想定しております。機能の実装上、定義している形となるようにしていただければと思います。</p> <p>年月日不詳の具体的なデータセット方法等についてはデジタル庁を中心に取りまとめられるところとなりますが、不詳日一覧に提示されている事例以外にレイアウトが必要な場合にはご教示いただければと思います。</p>
7	<p>■ベンダ 1.1.11 備考 異動履歴について、以下の(1)、(2)の理由から、異動履歴は不要な項目であると考えます。</p> <p>(1) 仕様書には「備考欄」の「異動履歴」の仕様が記載されていますが、「備考欄」の「異動履歴」に記載される内容は、以下の2点と重複しています。</p> <p>① 附票証明書の「記載事項欄」の【住所】に印字される内容 ② 戸籍証明書の戸籍事項や身分事項等の内容</p> <p>(2) 備考欄の異動履歴によって証明すべき事項が不明確（どのような行政手続に使用するか等）であり、証明書における公証目的が不明であるため、【実装すべき機能】として仕様が記載されていることについて疑義があります。</p> <p>また、「異動履歴」を実装する場合であっても、記載すべき内容が項目化されておらず、記載内容が市区町村ごとに異なる問題が発生すると考えるため、備考欄に記載される文字情報について、項目化された情報として実装すべきであると考えます。</p>	<p>異動履歴は法律上の公証事項ではないものの、以下の用途より必要とされるため、「実装すべき機能」としてしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別の請求又は必要である旨の申出により、申出者が異動履歴の表示を必要とするケースが存在する。 ・消除者や除票において誤記修正又は戸籍の訂正等が行われた際に、修正された旨の表示が必要となる。 <p>ものと認識しております。</p> <p>(1)の住所項目の異動前・異動後については、他の項目の変更が発生した際に住所のみ異動前・異動後がないことは違和感を与えるのご意見をいただいたことから、他の項目と同様記載をしております。</p> <p>異動履歴の記載すべき項目については、基本的には戸籍の附票において管理されている項目の異動履歴はすべて載せることとしており、その項目の履歴の記載項目は記載例を参照ください。</p>
8	<p>■ベンダ 1.2.1 異動履歴の管理 【実装すべき機能】について、「異動履歴」が附票証明書に不要な項目であると考えられることから、【実装すべき機能】から外していただきたいと思います。</p>	<p>#7のとおり、異動履歴は戸籍の附票上必要な項目であるため、「実装すべき機能」とします。</p>
9	<p>■ベンダ 1.3.2 住所辞書管理 国名については、表記に揺れ（アメリカ、米国、アメリカ合衆国等）があるため、何を正しい国名とするのかを定義する必要があると考えます。</p> <p>■自治体 今後については、表記の揺れはなくなると思いますが、過去に記載したデータについてはどのような対応とする想定でしょうか。そのままの記載でよろしいでしょうか。</p>	<p>国名追加・変更等に国名コードが対応していない場合を除き、基本的には国名コード（JIS X 0304）を用いて管理することを想定しているため、原則的には表記揺れは生じないものと考えております。</p> <p>標準準拠システム移行前に設定されたデータについては、国名コードに変換して管理いただくことを想定していますが、困難である場合は、国名変更や国の追加の際にコード以外を記入できる欄を設けているため、そちらに過去データを移行することを想定しています。</p>
10	<p>■ベンダ 1.1.1 戸籍の附票データの管理 「資料外」参考【附票】構成員・準構成員ご意見等とりまとめ.pdf」のNo.38にて、過去分の異動履歴は出力不要との回答がありました。</p> <p>仕様整理のために確認して頂きたいのですが、除籍者に対しての氏の変更や訂正に関しても出力不要の認識で合っていますでしょうか。</p>	<p>現在保持していない情報においては、対応不可であるものと認識しております。</p>

■戸籍附票システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
11	<p>■ベンダ</p> <p>1.1.1 戸籍の附票データの管理</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>以下の記載について確認です。</p> <p>-----</p> <p>削除となった者又は戸籍の附票の除票について本人からの申出等による誤記修正を行った場合又は戸籍の訂正があった場合は、記載事項を修正せず～</p> <p>-----</p> <p>記載事項を修正しないのは以下全ての項目に対してという認識でよろしいでしょうか？</p> <p>【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の2第1項関係）】</p> <p>【戸籍の附票の除票固有の記載事項に当たる項目（法第21条の2関係）】</p> <p>例えば削除となった者の誤記修正又は戸籍の訂正である場合、本籍、生年月日、住所、住民票コード等も修正しない認識です。修正しない箇所については、備考欄の異動履歴から訂正内容を確認することができますが、「資料外）参考【附票】構成員・準構成員ご意見等とりまとめ.pdf」のNo.38の回答通りに、過去分の異動履歴を出力不要とした場合、標準化前に作成した戸籍附票は備考欄から確認を行えません。</p> <p>標準化前の戸籍附票のみ訂正があったことが分からなくなります。</p>	<p>削除となった者又は戸籍の附票の除票の記載事項の修正を許容しない項目は、メモや備考を除く全ての項目となります。</p> <p>ただし、記載事項を修正しないことにより、誤った情報の記載されている証明書が第三者による悪用されるリスクが想定されるため、修正等を実施した項目を表示する場合には備考欄の表示を必須とし、修正等を実施した旨を表示するようにしています。</p> <p>ただし、過去に記載事項の修正を実施し、その異動履歴を保持していない場合においては、上記リスクの抑制のため、修正後の情報を記載事項箇所に記載いただく必要があります。</p>
12	<p>■ベンダ</p> <p>1.1.1 戸籍の附票データの管理</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>以下の2つの記載について確認です。</p> <p>-----</p> <p>①削除となった者又は戸籍の附票の除票について本人からの申出等による誤記修正を行った場合又は戸籍の訂正があった場合は、記載事項を修正せず、誤記等である旨又は誤記等の修正後の記載について備考欄に記載されることとし、記載・削除・修正は実装しない機能とした。</p> <p>②削除となった者が当該戸籍の筆頭者である場合、身分事項としての氏の変更は許容しないが、戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏（戸籍の附票のインデックスとしての氏）の変更を認める。</p> <p>-----</p> <p>削除となった筆頭者氏名の誤記修正又は戸籍の訂正があった場合、②ではなく①の考え方が適用されるため、戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏は修正しない認識でよろしいでしょうか。</p> <p>戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏の変更を認めるのは"戸籍届出等による修正(氏の変更届のみ)"の認識です。</p>	<p>削除となった者の同一戸籍について、誤記修正又は戸籍の訂正による氏変更があった場合は、②の考え方が適用され、身分事項としての氏の変更は許容しないが、筆頭者氏名欄の氏の変更は許容することとなります。</p>
13	<p>■ベンダ</p> <p>3.2 支援措置</p> <p>【考え方・理由】に『～住民記録システムから支援対象者管理データが連携された場合も含め、戸籍の附票で抑止措置がかかっている者であることを戸籍情報システムに連携することで、戸籍事務における証明書の発行の際の注意喚起につなげるため、連携できることを機能に盛り込んだ。』との記載があります。</p> <p>しかし、【実装すべき機能】には、"戸籍附票システムから住民記録システムへ連携"の記載はありますが、"住民記録システムから戸籍附票システムへ連携"の記載がありません。</p> <p>双方向で連携するのであれば、住民記録システムから戸籍附票システムへ連携する旨も記載するべきと考えます。</p>	<p>住民記録システム標準仕様書の「7.2.3 宛名連携」機能を利用して連携することを想定しております。</p> <p>なお、デジタル庁を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行います。</p>

■戸籍附票システム

No.	指摘内容	ご意見に対する方針
14	<p>■ベンダ</p> <p>4.0.3 審査・決裁</p> <p>「資料外）参考【附票】構成員・準構成員ご意見等とりまとめ.pdf」のNo.41にて、『弊社システムでは同一画面に戸籍附票の入力チェック機能と登録機能があり、入力チェックが通ったら登録が行えるようになります。現行でも入力チェック機能を「審査」、登録機能を「決裁」と名称を変えることで審査・決裁とすることが可能と考えております。』の問いに対し、問題ないとの回答がありました。しかし、標準仕様書案では仮登録を行う旨が記載されており、上記の仕様では仮登録状態となるタイミングがありません。上記の回答とは異なりますが、仮登録は必須になりますでしょうか。</p>	<p>4.0.3 審査・決裁にあるとおり、仮登録とは異動情報がシステムに入力されているものの審査中であり本登録に至っておらず、証明書の記載・発行が不可の状態を指し、不確定の情報の出力を防ぐためにも必要な機能となります。</p> <p>貴社においては入力チェック実施前の戸籍附票システムにデータが入力・取り込まれた段階が仮登録状態を指すものと考えています。</p>